

①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第39号)		②指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第43号)		備 考	他の介護保険施設等の 基準	(建築・消防関係) 関係法令及び条例等	条 例	規 則	要 綱	従来型特養や既存建物からユニット型特養に転換するための基準の特例
条 項 号	対 象 事 項	条 項 号	対 象 事 項							
第三章 設備に関する基準 従来型				第3 設備に関する基準(基準省令第3条)						
(設備)	3		指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。							
	3	1	居室							
			※ 要綱上の一人当たり施設全体に対する延べ床面積は、ユニット型は38㎡以上、従来型個室・多床室は34.13㎡以上となっている。なお、省令基準上は居室面積について、10.65㎡以上とする規定のみ(従うべき基準参照)	条例上一人当たり整備面積を明記する必要があるか。	(要綱上の規定) 養護老人ホーム 29.2㎡以上 介護専用型ケアハウス 39.6㎡以上			特別養護老人ホームの総延床面積に対する一人あたり整備面積は、ユニット型施設は38㎡以上、従来型施設にあっては34.13㎡以上とする。(ただし、既存施設の増築・改修等については、特例を設ける。)		
(設備)	3	1	イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。(省令改正により一人となる可能性あり)	現行制度上、個室となった場合は、居住費に室料が含まれることになる(費用負担の問題)。ケア上、個室よりも多床室でケアした場合のほうが手厚いケアが行われる場合がある。個室となると、広い敷地が必要となり都市部での土地の確保が困難である。	(居室定員) 介護老人保健施設(以下「老健」という。) 4人以下 養護老人ホーム、ケアハウス、認知症GH、有料老人ホーム 原則1名		居室の定員は4人以下とする。ただし、定員が2人以上のときには、入居者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるように設計上の工夫を要すること。			
								ロ～チ(基準と同じ) リ 各ベッドに採光がとれるよう配慮すること。又 障子等を用いた可動壁で、ベッドの間を仕切るなど個室的な配置にすること。	一 個室の場合、ベッドの位置や向きが変えられる広さとなるよう配慮すること 二 コンセント類の位置にも配慮すること 三 居室に鍵を設けるときは、車椅子の高さに合わせ、室内から開けられるものとする 四 ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッドの設置が望ましい 五 横になった状態で個人用の照明を手元でコントロールできるスイッチを設けること	
	3	1	ハ プザー又はこれに代わる設備を設けること。							
	3	7	食堂及び機能訓練室							
	3	7	イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。		老健 機能訓練室 定員×1㎡、食堂 定員×2㎡ 療養転換型特養・老健 機能訓練室 病院からの転換の場合は40㎡以上、食堂は一人あたり1㎡以上					
	3	8	廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。	指定介護老人福祉施設における廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。	地域密着型特養 廊下 1.5m 中廊下1.8m(さらに緩和規定あり) 老健 特養と同じ 療養転換型特養・老健 廊下1.2 中廊下 1.6m 養護老人ホーム 廊下 1.35m 中廊下 1.8m 有料老人ホーム(東京都指針) 1.8m すれ違いスペースがあるとき 1.4m	●建築基準法施行令 廊下幅1.2m 中廊下1.6m ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)施行令 廊下幅 1.2m、50m以内ごとに車いすの転回スペース要 ●高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 廊下幅 1.8m、50m以内ごとに車いすの転回スペースを設けた場合は、1.4m	廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。		車いす等の移動に支障がない場合、一部分において幅が確保できなくても可とする。	

①指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第39号)			②指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老令第43号)			備 考	他の介護保険施設等の 基準	(建築・消防関係) 関係法令及び条例等	条 例	規 則	要 綱	従来型特養や既存建物からユニット型特養に転換するための基準の特例	
条 項 号	対 象 事 項	条 項 号	対 象 事 項	条 項 号	対 象 事 項								
第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準													
第二節 設備に関する基準													
ユニット型													
		イ 居室	4	居室									
(設備)	40	1	居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。	4	ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、 1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。 ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。 イ 入居定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。 ロ 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。		ユニットの入居定員に幅をもたせることにより、建築面積を有効活用することが可能ではないか。15人程度のユニットの定員数でもケアの質は保たれるのではないか。	老健 おおむね10人以下(特養と同じ規定) ケアハウス 10程度 認知症GH 5人以上9人以下			一 事業者の都合により一方的に2人部屋とする(同室させる)ことは認められないこと。 二 画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介助などに支障のない重度の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、入居者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。	一 家具の持ち込み等により、居室に近い居住環境の中でケアを行うため、いかに作りつけの然とした家具の設置はなるべく避けたいがよいこと。 二 望ましい設備として以下のものがある。 ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること) ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手で調節できる低床ベッド ・衣服寝具の収納スペース ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備・電話配線 ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ	
		ロ 共同生活室	5	共同生活室									
	40	1	(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。		①共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。 イ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようにしていること。 ロ 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。		既存の建物を改修して特別養護老人ホームを整備した場合、建物の形状からどうしてもユニットを通過しなければならない配置となってしまう場合がある。			居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、十人以下としなければならない。(入居定員が10人を超えるユニットの数の制限撤廃)			
	40	1	(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とする。	② 共同生活室の床面積 共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、居室の床面積について上記(4)の[5]にあるのと同様である。		老健 特養と同じ ケアハウス・認知症GH (特に基準面積なし)			基準に同じ				
	40	4	廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)として差し支えない。	ユニット型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。 ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコールを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。 このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2を準用する。この場合において、第3の		地域密着型特養 廊下1.5m 中廊下1.8m(さらに緩和規定あり) 老健 特養と同じ 他の施設については、従来型の記述参照		従来型での廊下の記述を参照		廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。		車いす等の移動に支障がない場合、一部分において幅が確保できなくても可とする。	